

介護予防デイサービスセンター SAKURA-SAKU
—重要事項説明書—

1. 事業所（法人）の概要

（1）事業所

事業所名及び事業内容	介護予防デイサービスセンター SAKURA-SAKU 指定通所介護・大分市介護予防 日常生活支援総合事業 指定訪問看護ステーション
所在地	大分市大字津守 376 番地の1 第一奈良勘ビル 102号
電話番号	(097) 574-4715
事業者指定番号	4470107378
法人種別・名称	株式会社 パワーライフサポート
代表者名	代表取締役 藤丸 力
電話番号	(097) 574-4715

（2）事業所の職員体制

従業者の職種	人 数
生活相談員	2人
看護職員	2人
介護職員	7人
機能訓練指導員	2人

※看護職員不在の際は、訪問看護ステーションサクラーサクと連携し対応いたします。

サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 藤丸 慶子
管理責任者の氏名	管理者 藤丸 力

(3) サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、ゴールデンウィーク（5月3日から5月5日）及び年末年始（12月29日～1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間	1単位目：午前9時00分から午後12時05分まで 2単位目：午前1時30分から午後4時35分まで

(4) サービスの内容

種類	内容
健康チェック	通所介護の看護職員及び訪問看護ステーションの看護師による健康チェックを行い、全身状態の把握を行います。 検査項目：血圧・脈拍・体温・酸素飽和度（必要時） 健康相談、服薬チェック、医療機関との連携
水分補給	水分の補給を毎回行います。 (利用者の状態にあわせ随時職員より促します。)
運動器機能向上サービス 個別機能訓練サービス	機能訓練指導員により利用者の状態に適した機能訓練を行い、身体機能の維持・向上に努めます。
相談及び援助	利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。
実施地域	大分市（送迎可能な区域）

サービス提供記録の保管：この契約の終了後5年間保管します。

サービス提供記録の閲覧：営業日の午前9時から午後4時までいつでも閲覧できます。

(5) 利用者負担金

- ① 利用者負担金は、厚生労働大臣及び大分市長が定める基準金額の1割（一定の所得がある方は、所得に応じて2割または3割）負担となります。
- ② 要介護の方は利用回数で変動します。
- ③ 給付の範囲を超えたサービス利用の料金は、事業者が別に定めた金額が利用者の負担となります。
- ④ 通所サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適當と認められる費用は、お客様の負担となります。
- ⑤ 通常の実施地域を越える送迎費は、□実費_____円となります。（片道）
□必要ありません。

利用者負担金は以下の通りです。

● 指定通所介護

		1日あたりの自己負担額			
		3時間以上 4時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
基本 利用 料	要介護1	368 単位	368 円	736 円	1104 円
	要介護2	421 単位	421 円	842 円	1263 円
	要介護3	477 単位	477 円	954 円	1431 円
	要介護4	530 単位	530 円	1060 円	1590 円
	要介護5	585 単位	585 円	1170 円	1755 円
各種 加算	個別機能訓練加算（I）ロ	85 単位	85 円	170 円	255 円
	科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円	80 円	120 円
	介護職員処遇改善加算（I）	基本料金と各種加算の合計額の 5.9%に相当する額			
	介護職員等特定処遇改善加算（II）	基本料金と各種加算の合計額の 1.0%に相当する額			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金と各種加算の合計額の 1.1%に相当する額			

- ・個別機能訓練加算（I）ロにおいて、機能訓練指導員は2名以上配置する必要があり、そのうち1名がサービス提供時間帯を通しての配置であること。
- ・個別機能訓練加算（I）ロの人員配置を満たしているが、機能訓練指導員を1名しか確保できない日がある場合、該当日は（I）ロに代えて（I）イを算定します。
- ・進捗状況の評価を3ヶ月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で生活状況を確認するとともに、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行います。

● 大分市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当サービス）

		1月あたりの自己負担額			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
基本 利用 料	要支援1・事業対象者	1672 単位	1,672 円	3,344 円	5,016 円
	要支援2	3428 単位	3,428 円	6,856 円	1,0284 円
各種 加算	運動器機能向上加算	225 単位	225 円	450 円	675 円
	事業所評価加算	120 単位	120 円	240 円	360 円
	科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円	80 円	120 円
	介護職員処遇改善加算（I）	基本料金と各種加算の合計額の 5.9%に相当する額			
	介護職員等特定処遇改善加算（II）	基本料金と各種加算の合計額の 1.0%に相当する額			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	基本料金と各種加算の合計額の 1.1%に相当する額			

- ・利用者負担金は、法定代理受領の場合は、上記金額の1割もしくは2割～3割となります。

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による)

利用料等のお支払方法

- ① 利用料金は1ヵ月ごとに計算し、利用者は翌月の27日までに事業者が指定する方法でお支払いいただきます。

【預金口座振替依頼書の記入】

- ・契約者（または預金者）の氏名、住所、郵便番号、電話番号を記入

- ・金融機関名、支店名、口座番号を記入

- ・金融機関届出印の押印

※ゆうちょ銀行にも対応しております。

- ② 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたら領収書を発行します。

- ③ 契約者（利用者）と預金者が同一の場合、その方が在所期間中に永眠された場合は、翌月10日に限らず請求させていただきます。

その際は現金を持参していただくか、下記の口座に振り込みをお願いいたします。

※ 要介護認定等が確定していない場合や預金口座振替依頼書の提出が遅れた場合は口座振替が遅れる場合がありますのでご了承下さい。

事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた時は利用者に対し領収書を発行します。

金融機関	大分みらい信用金庫 南大分支店
口座番号	普通預金口座 9202752
口座名義	株式会社パワーライフサポート 代表取締役 藤丸 力

(6) サービスに関する苦情・相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けし、迅速かつ適切に対応いたします。

当事業所相談窓口	電話番号 097-574-4715 面接場所 当事業所の相談室（管理者：藤丸 力）
----------	--

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	大分市長寿福祉課	電話 097-537-5679
	大分県国民健康保険団体連合会	電話 097-534-8470

(7) 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

株式会社 パワーライフサポート が開設するデイサービスセンター SAKURA-SAKU (以下「事業所」という。) が行う指定通所介護及び大分市介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員 (以下「通所介護従業者」という。) が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 免責事項

当事業所のサービス利用にあたり、ご本人様の身体状況等から懸念される下記事項について双方承諾します。

- ① デイサービスセンター SAKURA-SAKU は介護保険及び大分市介護予防・日常生活支援総合事業の適応事業所で、ご利用者様の自立を支援する施設と位置付けられています。職員体制上、常時マンツーマンでの対応は行っていないこと。又、突発的な病状の急変・悪化等への対応・処置には限界がございますことをご了承ください。
- ② 上記趣旨及び体制から、自発的な行為による転倒等をされた場合、当事業所の備品・設備の不備等に起因する場合を除き、契約書第 8 条には該当しないものとします。
- ③ ご利用中の身体的状況等により、他のご利用者様との集団活動が困難と認められる際は、契約書第 13 条に關わらずご利用の一時中止又は中止させていただきます。
- ④ 長期にわたるお休みについてはサービスを 1 ヶ月以上ご利用されていない方は、再開日、利用曜日・送迎時間を調整させていただくことがございますので、予めご了承願います。
- ⑤ 利用内容の変更について利用者が介護区分の変更または身体状況に著しく変化があった際には利用曜日・利用時間の変更、調整をさせていただく場合があります。

(9) サービス利用に当たっての留意事項

- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 30 年 9 月 5 日から施行します。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、令和 01 年 5 月 1 日から施行します。

この規程は、令和 01 年 10 月 1 日から施行します。

この規程は、令和 03 年 10 月 1 日から施行します。

この規程は、令和 05 年 4 月 1 日から施行します。

事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、指定通所介護及び大分市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 大分市大字津守376番地の1
第一奈良勘ビル102号
法 人 名 株式会社 パワーライフサポート
施 設 名 介護予防デイサービスセンター
SAKURA-SAKU(サクラサク)
代表者名 藤丸 力 印

説明者 職 名 管理者
氏 名 藤丸 力 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、指定通所介護及び大分市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____
(選任した場合) 氏 名 _____ 印